

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年8月6日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第30号

対象土地 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃25番2
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃26番

手続番号 令和7年第31号

対象土地 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃25番2
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃26番1

手続番号 令和7年第32号

対象土地 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃25番2
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃25番2先水路